

1 除排雪対策本部及び除排雪パトロールについて

(1) 除排雪対策本部の設置目的

冬期間の道路交通の確保及び市民生活の安定を図ることを目的として、除排雪事業を円滑に行い、適切な措置を講じるため、除排雪対策本部を設置する。

(2) 設置期間

令和 5 年 1 月 1 日（水）～令和 6 年 3 月 31 日（日）

(3) 設置場所

本庁舎 3 階 道路維持課内

(4) パトロール班の主な業務内容

- ・降雪状況の把握と道路状況の確認
- ・除排雪業者への適切な指導、監督
- ・巡回、危険個所の状況の確認
- ・市民要望等への対応

(5) パトロール体制（14班体制）

【青森地区】

各地区パトロール班	… 7 班
幹線・雪捨て場パトロール班	… 1 班
歩道・狭隘パトロール班	… 2 班
要望・緊急パトロール班	… 2 班
河川パトロール班	… 1 班

【浪岡地区】

浪岡地区除排雪班	… 1 班
----------	-------

2 令和5年度雪に関する市民相談窓口について

(1) 設置目的

雪に関する様々な相談等に対し的確に対応し、市民ニーズの把握及び業務改善に役立てるため、次のとおり「雪に関する市民相談窓口」を設置する。

(2) 業務内容

- ①市民等から寄せられた相談又は要望等について、各所管課に伝達する。
- ②情報提供やアドバイス、その他の説明についても可能な範囲で行う。

(3) 開設期間

令和5年12月1日（金）～令和6年3月31日（日）

（期間中は週休日（土・日）、祝日、年末年始も開設）

※降・積雪がほとんどない場合は、「雪に関する市民相談窓口」ではなく、道路維持課で相談を受け付ける。

(4) 開設場所

青森地区：本庁舎3階 道路維持課東側共有スペース

浪岡地区：浪岡庁舎都市整備課

(5) 開設時間

開庁時間内（午前8時30分～午後6時）の開設を基本とする。

（豪雪時及び豪雪災害時は、状況に応じ延長を対策本部内にて検討）

(6) 受付方法

電話、面談、電子メール、FAX及び「まちレポあおもり」により受付する。

(7) 従事対象職員

本庁舎、柳川庁舎、駅前庁舎及び浪岡庁舎勤務職員

（開設から全庁体制で対応、降雪状況により応援を依頼）

〔参考：最大従事人員〕

青森地区 [平日] 道路維持課3名／他課10名 計13名

[休日] 道路維持課2名／他課10名 計12名

浪岡地区 [平日] 都市整備課職員が対応

[休日] 都市整備課2名／他課2名 計 4名

(8) その他

窓口での勤務区分等、従事の取扱いは昨年度同様とし、関係各部への職員派遣依頼の際に詳細を添付している。